

番号	ご意見	回答	計画への反映
1	大局的見地から詳細を検討してほしい。(全体→細部)	多摩市地域防災計画の改定に当たっては、東京都防災会議による新たな被害想定を前提に、前回の改定以後に発生した令和6年能登半島地震をはじめ様々な災害の教訓や社会情勢の変化等の社会全体の動きも踏まえた検討を行っております。 また、東京都の地域防災計画との整合性も図っています。	なし
2	大方針(①、在宅避難、②避難所は市民が中心になって運営する。)を明確にする。	自宅で生活できる状況であれば、在宅避難を最優先としています。また、避難所の運営は、避難者を中心に、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織する避難所運営協議会が行います。 「第2部 震災対策計画」「第1章 市長、市民及び事業者の基本的責務」「第1節 基本理念及び基本的責務」「2 基本的責務」「2 市民の責務」を加筆修正しました。 「市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。」 (修正)・飲料水及び食料の備蓄 → 在宅避難をするための環境の整備及び飲料水・食料の備蓄 (修正)・避難の経路、場所及び方法についての確認 → 在宅避難ができない場合の避難の経路、場所及び方法についての確認	あり
3	「自宅退避」「避難所の運営は自分達の力で」が市のモットーだが、だれが最初の音頭を取るのか。	「在宅避難」については、地域防災計画に明記している他、たま広報をはじめとした様々な媒体でも周知を行っていきます。 避難所の運営は、避難者を中心に、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織する避難所運営協議会を設置し、役割分担等を定め、自主運営を目指すとしています。	なし
4	防災組織の系統図が必要(最初から完成された図は難しい。最後に完成できればいい。) ・自主防災組織の役割と位置付けの明確化 ・防災連絡協議会の役割と位置付けの明確化 ・社会福祉協議会の役割と位置付けの明確化 ※新しく作る組織は最小に	自主防災組織については、地域において防災活動の主体となるものですが、その構成員や設置された地域の状況等により役割が様々であることから、統一的な役割・位置付けを設定することはかえって各自主防災組織の主体的な活動を妨げることになるため、役割及び位置付けの明確化は行いません。なお、組織の新規結成やその後の運営に際し、防災安全課で必要な助言や相談の受付を行っています。 防災連絡協議会については、地域防災計画において、「災害時において、地域内の情報を収集するとともに、多摩市災害対策本部との連絡調整を図り、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、共助の中心的役割を担う組織を防災連絡協議会と定め」と記載している通り明確化しています。役割と位置付けについては、「第2部 震災対策計画」「第9章 避難者対策(予防対策)」「基本方針2 避難所の管理運営体制の構築を行う」に記載しています。 社会福祉協議会については、災害ボランティアセンターの運営等の災害対応を市と共に行う関係機関の一つです。役割と位置付けについては、「第2部 震災対策計画」「第3章 市民と地域の防災力向上(応急対策)」「基本方針2 ボランティア・事業所による応急対策を推進する」に記載しています。	なし
5	避難所、備品倉庫など、各拠点を正確なマップに示す。(物理的距離の明確化)	市が作成している、多摩市地震防災マップにおいて、各避難所や防災倉庫の位置を地図上に示しています。 今回の計画改定によって役割が変更する避難所については、防災マップの改定時に最新の情報に更新します。	なし
6	備蓄や避難所は集中型ではなく、分散型がいいのでは。 ・地区防災倉庫の充実、どこまで備蓄するか。(資器材、食料、飲料水)	災害時に建物等に被害等が生じることを念頭に、指定避難所及び防災倉庫は市内全域に分散しています。 地区防災倉庫については、発災直後に必要な資器材等を中心に備蓄しています。 不足する資機材については、適宜各避難所に輸送する想定です。	なし
7	想定避難者16819人の妥当性;(10%?、在宅避難者20%?) ・3日分は膨大な量となる。どこに置くのか。?	想定避難者数については、東京都防災会議の算出した想定避難者数としています(令和4年5月発表)。 食糧等については、市内の防災倉庫等に分散して備蓄しています。	なし

番号	ご意見	回答	計画への反映
8	要配慮者は事前にリスト化が必要だと思う。またその方がスピーディーに対応が進む。 ・ただし個人情報との兼ね合いからリスト化反対の人がいると思う。	避難行動要支援者についてはリスト化し、市内部及び東京都の機関である東京消防庁多摩消防署・警視庁多摩中央警察署、多摩市消防団及び民生・児童委員へ共有しています。 なお、関係機関への情報共有にあたり、個人情報の適正な管理を行うため、目的の限定・取扱者の責務・保管内容・目的外利用、複写の禁止などの詳細な取扱ルールを定めています。	なし
9	市庁舎建て替えは防災の観点からも検討を加えているのか	市役所庁舎の建替えについては、防災指令拠点として必要な機能を確保できよう検討を進めています。新庁舎では原則免震構造としつつ電力・給水・排水・空調などのライフラインのバックアップ機能を備えるとともに、土地区画整理事業により人と車のアクセス性を高め、災害時の指令拠点として、関係機関と連携しながら迅速かつ円滑な災害対応を行えるようにしていきます。	なし
10	被災範囲や救急対応要否等、逆に国や自治体からどのような支援が受けられそうかの広報といった、市と市民間の情報交換は必須と考える。 それにより、市民の安寧が維持され、偽情報発信の抑制になる。そのため、市民のアマチュア無線家やクラブなどを介して、情報のやりとりができるように図らるべきと考える。 P180の通信体制は自治体⇒市民に流す視点であり、市民⇒自治体への情報提供を目的としたものではないのが心もとない。 P183の伝達系等にも市民からの上り情報線は無く、自治体が市民の声を聞こうとしているか疑問に感じる。 東日本大地震のとき、三大モバイルキャリアといわれるdocomo,AU,SoftBankが輻輳の為、殆ど使えなかった。(P402>通信に記載の通り) また、今後の震災でインターネット回線を支える電柱が倒壊することまで想定すると、別経路の無線通信による情報ネットワークを構築・整備しておくことは無駄ではないだろう。 P106のボランティアに組み込んでも良いように思える。(P313井戸所有者との連携、P317備蓄管理ノウハウ、と同様) P184>市民等への情報伝達の殆どは、「インターネットや電話回線が使え」「停電していない」ことが条件になっている。 『インターネットや電話が使えなかったら』『停電していたら』ということまで考慮した情報伝達方法も考えるべきである。 そうすると、P186の前提是、随分と変わったものになるのではなかろうか。 また、屋外拡声による伝達は、団地として保温性の高い二重サッシ工事をしたため、室内では凄く聞き取りにくくなつた。これも、一考を要する。 (元々、棟間に声が反響して聞こえにくかった)	災害時の市民の皆さんからの情報収集については、電話や、各指定避難所等に避難されている方・在宅避難をされている方からの収集を考えております。 その他、X等のSNSを活用した情報収集も現在検証中です。 市民のアマチュア無線家やクラブの皆さんにご協力いただくネットワークの構築については、今後の検討課題です。 市民の皆さんへの情報発信については、インターネットや電話回線、通電状態等の様々な被害状況により活用できる媒体は異なりますが、防災行政無線や広報車による情報発信の他、各避難所の掲示板を活用し、避難所避難をしている方だけでなく在宅避難をしている方に向けた情報発信を行うことを検討しております。 防災行政無線の音声については、放送内容が聞き取りづらい場合に備え、放送内容を電話及びインターネットで確認できる手段を設けております。	なし
11	P96>防災講習会の実施は、年度初め(4月中)に実施して欲しい。当団地では4月に新任の防災理事が決まり、6月までに防災訓練を行う。 特に、高齢化世帯の増加により、安否確認など団地内で動き回れる者の数が激減しているため、そのような諸問題に対しての解決ヒントをパンフレット化するなどして貰えたら心強い。	防災講習会の実施時期については、6月から新体制での活動を行う自治会・管理組合もあることから、市民の皆さんのご意見を聞きながら実施時期を検討してまいります。 諸問題に対しての解決のヒントについては、たま広報や公式ホームページ等での発信の他、自主防災組織へのご案内を検討してまいります。	なし
12	P104>自主防災組織においてソーラーパネルや発電機を用意し、スマフォに電力を供給できたとしても、中継局や基地局の通信回線が輻輳すれば、東日本大震災の時と同じ轍を踏むことになる。そのため、通信キャリアには回線保持はもとより、回線容量の増大化と災害時の通信規制の事前広報を、より求められたい。	通信回線については、各事業者に対し、機会を捉えて災害時に備えた回線強化を要望してまいります。また、自主防災組織と市の間の連絡手段については、他の通信手段についても検討してまいります。	なし
13	冬季に震災発生となった場合、寒さを凌ぐために市内各所で焚火が行われる可能性がある。(阪神大震災や東日本大震災でもあった) それらが二次火災の引き金にならぬように、市民へ啓蒙すべきと考える。	災害発生時の焚火・防火対策については、機会を捉えて市民の皆さんにお知らせすることを検討いたします。	なし
14	P262>縁故避難は、発災直後では無く、一次避難後に動き出す人が多いのではないか。ただ、動きたくとも交通規制や路盤確認等で動けない人が多くなると思われるため、交通事業者と図って国道16号等を利用した北関東方面への避難ルートを臨時に開拓できないものだろうか。	大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害応急対応に従事する車両が通行する路線の確保のため、災害対策基本法に基づく交通規制が実施され、災害応急対策等に従事する車両を除き緊急輸送道路は車両の通行が禁止されます。 災害対応活動を行うための措置のためご理解とご協力をお願いいたします。	なし

番号	ご意見	回答	計画への反映
15	<p>P401-402>降灰による影響で『停電』『通信障害』『人の移動制限』『交通・物流の停滞』が述べられているのに、P408の対策では「印刷物の配布」「ホームページ」「行政無線の広報」が挙げられているが、本当に対策が機能するのだろうか。</p>	<p>災害の規模・被害状況にもよりますが、停電時にも情報発信ができるよう、ホームページサーバの複数拠点のデータセンターへの分散配置や、非常用発電機による防災行政無線の稼働等の対策をとっています。また、市民の皆さんに対しては、たま広報等により、各個人で携帯電話・スマートフォン用のバッテリーを用意していただくよう、お伝えすることを検討しています。</p>	なし
16	<p>備蓄倉庫整備に関する意見（旧豊ヶ丘中学校の活用案）</p> <p>別紙にある「備蓄倉庫の設備再整理」に関連し、旧豊ヶ丘中学校の活用について以下の意見を述べます。</p> <p>当該地域（貝取・豊ヶ丘地区）では高齢化が進行しており、市議会等でも老人ホーム建設の要望が挙がっています。</p> <p>したがって、旧豊ヶ丘中学校を単なる備蓄倉庫としてではなく、地域課題と防災を融合した多機能施設として再整備することを提案します。</p> <p>■ 提案施設構成（5階建+屋根設置）</p> <p>1・2階：老人ホーム（または高齢者支援施設）</p> <p>3階：大規模備蓄倉庫</p> <p>4階：会議室・コミュニティ施設（災害時は避難所として利用）</p> <p>5階：多目的広場（平時はスポーツ利用、災害時はテント型避難所に転用可能）</p> <p>屋根：ソーラーパネル設置（災害時の電源確保）</p> <p>このように構成することで、平時・災害時ともに柔軟な活用が可能となり、公共投資の有効活用にも資するものと考えます。</p> <p>■ 降灰災害への備え（富士山噴火時）</p> <p>富士山噴火に伴う降灰災害は、多摩市においても現実的な脅威です。</p> <p>そのため、除灰が容易なビニールシート等の備蓄や、屋根構造・広場設計への降灰対応の反映を求める。</p> <p>■ 応急給水栓の設置</p> <p>再整備にあたっては、他の小中学校と同様に応急給水栓の設置を行い、災害時の給水拠点としての機能確保が必要です。</p> <p>■ 遺体収容所指定についての懸念</p> <p>計画にある「旧豊ヶ丘中クラブハウスを遺体収容所とする」件については、感染症対応や無縁仏処理の実態を踏まえ、恒久的な収容所指定には再考の余地があると考えます。</p> <p>現代では、多くのご遺体は病院・施設等から直接火葬場へ搬送される運用が標準であり、収容施設よりも、搬送調整のための一時的保管スペースとしての柔軟な位置付けが現実的です。</p> <p>■ 結びに</p> <p>旧豊ヶ丘中学校を、地域福祉・防災・災害エネルギー対策の中核施設として再活用することにより、多摩市にとって持続可能な公共資産となることを期待します。</p> <p>本提案は豊ヶ丘地区の特性と、現存施設の活用を前提としたものですが、同様の高齢化・防災課題を抱える他地区（例：諏訪地区など）にも、段階的に同様の多機能施設整備を検討すべきと考えます。</p> <p>すでに特定用途で活用されている施設がある場合も、それらを活かしつつ、平時・災害時の複合機能化を進めることが重要です。</p>	<p>■ 提案施設構成（5階建+屋根設置）</p> <p>旧豊ヶ丘中学校用地につきましては、周辺地域でニュータウン再生の取組みが進められていく中で、それらの動向を注視しながら、今後の活用方針を検討しているところであります。現状は倉庫機能や市民開放など暫定活用を行っています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>■ 降灰災害への備え（富士山噴火時）</p> <p>降灰対策の物資については特別な物の備蓄は行っておりませんが、ビニールシート等の活用できる物品は備蓄しております。富士山噴火時に必要となる物資等については、引き継ぎ検討し、必要に応じて備蓄を進めていきます。</p> <p>■ 応急給水栓の設置</p> <p>応急給水栓の設置は東京都水道局の所管となるので、避難所としての整備を行うことになった場合は、設置を要望してまいります。</p> <p>■ 遺体収容所指定についての懸念</p> <p>恒久的な遺体の収容所ではなく、身元不明者の一時的な安置場所及び検視・検案をする場所として指定しています。</p>	なし
17	<p>多摩市民にとってより良い防災計画となるために、下記お願ひいたします。</p> <p>多摩市広報（ハザードマップなど）の緊急避難場所や給水ステーションは、多摩市に存在している場所だけが明記されています。私の自治会（和田百草園住宅自治会）は日野市に隣接しています。</p> <p>多摩市指定の緊急避難場所は遠すぎて緊急時役立ちません。給水ステーションは台地の下に有るため利用困難です。</p> <p>日野市の緊急避難場所の杉野学園グラウンドや三沢給水ステーションの利用が現実的です。</p> <p>多摩市役所殿にお願いです。多摩市役所管轄の計画から、隣接している市役所と協力して多摩市民のための防災計画を作成してください。</p>	<p>地域防災計画については行政区画内の計画となっておりますので記載はいたしませんが、他市に隣接している地域に居住されている市民の方にとっては多摩市内の避難施設を利用するよりも、他自治体の施設を利用する方が現実的である場合があります。</p> <p>このことから、現時点でも人道的観点から他市の避難所や給水ステーションを利用することについて禁止しているものではありません。</p>	なし